

平成 29 年 6 月からの入札・契約制度の改正等について

1 公共工事の契約方式の適用に関するガイドラインの策定

国土交通省が策定したガイドライン等を踏まえ、上下水道局において、契約方式の適切な選択を行うため、選択に当たっての留意点等を規定するガイドラインを策定します。

このガイドラインは、本年 6 月 1 日に策定予定です。

なお、主な内容としては、契約方式の選択に当たっての基本的考え方、工事の施工のみを発注する方式や、設計・施工一括発注方式などの概要、方式ごとの主な特徴や効果・留意点、などを盛り込む予定です。

2 土木工事に係る格付時期の変更等（平成 30 年度から）

工事発注時期の更なる平準化を図るため、平成 30 年度から、土木工事に係る工事業者の格付時期を現行の 6 月開始から 4 月開始に変更します。この格付に関する申請手続は 10～11 月頃を予定しています。

また、工事事業者の競争入札参加資格の平成 30 年 4 月登録申請（全登録事業者に申請いただく、4 年ごとの一斉更新）についても、手続負担の軽減等の観点から、格付に関する申請時期と同時期に申請いただく方向で検討しています。

なお、これらの申請手続については従来どおり行財政局契約課及び交通局財務課と合同で一括して受付を行う予定です。

3 設計図書に関する質問等の期日の変更

本年 6 月 1 日以降の公告分から予定価格 2 億円超の工事に係る設計図書に関する質問の受付及び回答の期間を 1 日前倒しすることとし、次のとおりとします。

- (1) 質問は入札公告時から受け付けます。
- (2) 入札日の初日の 4 開庁日前に回答を公表します。
- (3) 回答を公表する日の 5 開庁日前を質問の締切とします。

4 入札時の配置予定技術者の条件変更

技術者が専任となる工事の入札に際しては、他の工事の「現場代理人」又は「監理技術者及び主任技術者以外の技術者」を当該専任の配置予定技術者として申請することを認めていませんでしたが、本年 6 月 1 日以降の公告分から、他工事の「現場代理人」又は「監理技術者及び主任技術者以外の技術者」を配置予定技術者として申請することを認めることとします。

現行（公告文例）	改正後（公告文例）
一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に 技術者又は現場代理人 として配置されていないこと。	一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に 主任技術者又は監理技術者 として配置されていないこと。